

本裁決書は行政不服審査法第 85 条の規定により公表するものです。

裁決書

審査請求人

住所 ○○○○○○○○○○○○○○
○○○○○○○○○○○○○

氏名 ○○○○○

処分庁 生駒市長 小紫 雅史

審査請求人が令和 4 年 2 月 2 日付けで提起した生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）第 11 条 3 号の規定による行政文書部分開示決定処分に対する審査請求について、次のとおり決定する。

主文

生駒市長が審査請求人に対し令和 4 年 2 月 2 日付け「生人事第 117 号」でした処分に対する、本件審査請求を棄却する。

理由

第 1 事案の概要

本件は、審査請求人が生駒市長（以下「市長」という。）に対し、生駒市情報公開条例（以下「条例」という。）に基づき「令和 3 年度社会人対象枠（社会人 B）生駒市職員採用試験 1 次試験、2 次試験及び 3 次試験の選考基準と選考結果、採点表」の開示を請求したところ、市長がその一部を不開示とする決定（以下「本件処分」という。）をしたので、審査請求人が、行政不服審査法に基づき、本件処分のうち、希望勤務形態、希望勤務日数、合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を不開示とした部分を取り消し、開示することを求めるものである。

第2 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

市長が審査請求人に対して行った本件処分のうち、希望勤務形態、希望勤務日数、合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計について不開示とした部分を取り消し、開示する。

2 審査請求の理由

ア 市長は、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計は個人の能力的な適性や評価に関する情報を含んでいるとしているが、これらの情報は、2年前に実施された社会人採用試験については条例に基づく情報公開請求に対して開示されており(令和2年3月31日付け生人事第265号による決定)、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を、氏名、年齢、住所又は受験番号など個人を識別する情報と合わせて開示しない限り、知り得ない。

なお、本件処分は各受験者の受験番号を開示していることから、市長は、本件審査請求に対し、各受験者に係るこれらの情報を開示すれば、それらは、既に開示されている受験番号が紐づけされ、個人が識別される情報になると主張して、本件請求を認容しないおそれがある。そこで、審査請求人は本件処分によって開示された部分の写しの交付を受けず、閲覧もしなかった。

イ 市長は、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を開示すると試験機関として信用を損なうおそれがあると主張するが、当該おそれは条例第7条第1号が定める不開示事由に当たらない。

ウ 市長は、各受験者に係る合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計を開示すると、周囲の憶測により受験者(合格者及び不合格者)が好奇の目にさらされるおそれがあるから、これらの情報は特定の個人を識別することはできなくとも、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報であると主張する。

しかしながら、個人を識別する情報が含まれていない限り、これらの情報が開示されても個人を特定することはできず、したがって個人の権利利益も害されることはない。

また、情報公開に係る総務省や外務省の審査基準では、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがある個人に関する情報について、人格や思想、心身状態、生活状態、私的生活の経歴等「私事」の情報を指すとされているから、処分庁は、本件処分で不開示とした各受験者の合計評価、試験官毎の評価及び補助評価合計が、受験者個人の人格や思想等と同列に扱われるべきものであるかどうか明らかにすべきである。

エ 市長は、受験者が少数となる受験区分においては、個人が特定されるおそれがあるため、条例第7条第1号が不開示情報として定める「特定の個人を識別すること

ができる」個人に関する情報に当たると主張する。しかしながら、評価等は私事等に関する公開に親しまない個人情報ではないばかりか、試験選考過程が公正に行われたかどうかの検証には不可欠の情報であり、社会通念上公開を欲しない情報とはいえない。他方、不合格者は個人を特定することは不可能であるし、合格者でも非常勤会計年度任用職員として採用された者は、市が宣伝しない限り、個人の特定は極めて困難である。

オ 市長は、希望勤務形態及び希望勤務日数について、各受験者が受験申込時に入力した情報であり、これを開示した場合、個人が特定されるおそれがあると主張する。しかしながら、これらの情報や評価等を開示した場合、受験者が当該情報を見て自分の評価を類推特定することができるかもしれないが、第三者が個人を特定することはできない。

カ 市長は、受験者が少数となる試験区分においては個人が特定されるおそれがあると主張する。しかしながら、審査請求人は個人を特定しうる氏名や性別、年齢、住所については開示を求めている以上、希望勤務形態及び希望勤務日数を開示しても個人を特定することは不可能である。

第3 決定の理由

審査請求人が、本件処分によって開示された対象文書(各受験者の受験番号を含む。)について、たとえその写しの交付を受けず、また閲覧もしていないとしても、それはあくまで審査請求人の判断によって生じた審査請求人に固有の事情ないし状況にすぎない。各受験者の受験番号は本件処分によって既に開示されており、そのような審査請求人に固有の事情ないし状況によって本件処分の法的効果としての各受験者の受験番号が開示された事実は何ら否定されるものではない。

そうすると、かかる審査請求は、畢竟、開示部分及び不開示部分の変更を求めるもの、つまり、その実質は、本件処分が既に開示している各受験者の受験番号を不開示とする一方、不開示とした各受験者に係る合計評価及び試験官毎の評価を開示することを求めるものであるから不適法であると言える。

2 結論

生駒市長が審査請求人に対し令和4年2月2日付け「生人事第117号」でした処分に対する、本件審査請求を棄却する。

令和4年8月24日

生駒市長 小紫 雅史